

## 【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル ビジョン I 「地域の中で役割を持ち、いきいきと暮らせる」

### 現状と課題

本市における高齢者人口の推移は、第 7 期計画策定時(2017 年度)は 19,877 人、高齢化率 27.6%であり、第 8 期計画策定時(2020 年度)は 21,005 人、高齢化率は 29.8%であった。第 8 期における推計は、2023 年度には 21,547 人、高齢化率 31.3%と、年 0.5%程度の高齢化が進むと思われる。

圏域ごとには、須賀川、佐久山、両郷の順に高齢化率が高く、40%を超える一方、西原は 21%であり、市街地と農山村部との高齢化率の差が大きい。

地域包括ケアシステムの構築については、第 7 期計画から引き続き、自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハ専門職等との多職種連携等、地域の実態や状況に応じた様々な生活支援の取組の充実や地域住民が主体となった通いの場の開催、見守り活動、日常生活の支援等、地域資源を活用した地域の支え合いの体制の構築、強化が必要となっている。

### 第 8 期における具体的な取組

#### ①多様な主体による生活支援の充実

- ・住民主体の多様なサービスの開発・展開を推進
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進による日常生活支援の強化
- ・人材育成や地域組織の育成・支援など、住民主体の自主活動の支援強化
- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備促進、養護老人ホームの契約入所促進による生活困難高齢者等の住まいの確保

#### ②地域共生社会へ向けた地域における支え合い体制の構築

- ・住民主体の通いの場の創出等、高齢者の様々な社会参加の機会の確保
- ・高齢者が担い手となる生活支援サービスの仕組みを創出
- ・高齢者支援の枠を超えた包括的な支え合いの体制づくりによる地域共生社会の実現

#### ③自立支援、介護予防・重度化防止の取組とその理念・意識の共有

- ・リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進
- ・地域ケア会議等を活用した多職種の専門的な視点の取り込みの強化と情報の共有

## 目標（事業内容、指標等）

### ○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・計画値に対する実施率（R1）97.9%→（R5）100%

### ○一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業（介護予防実態調査）回収率（R1）74.2%→（R5）75%
- ・おたっしゅクラブ 回数及び参加者数（R1）112回1,785人→（R5）110回1,600人
- ・出前おたっしゅクラブ等 回数及び参加者数（R1）11回215人→（R5）21回350人
- ・介護予防リーダー活動支援 介護予防リーダー数（R1）242人→（R5）242人
- ・介護支援ボランティアポイント制度  
与一いきいきメイト登録者数（R1）102人→（R5）140人

### ○生活支援体制整備事業・安心生活見守り事業

- ・第1層・第2層協議体の設置 圏域への設置割合（R1）100%→（R5）100%
- ・生活支援コーディネーターの配置 協議体への配置割合（R1）100%→（R5）100%
- ・安心生活見守り事業 見守り活動件数（R1）96,524件→（R5）98,000件

### ○地域包括支援センターの充実・強化

- ・地域包括支援センター相談件数（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）（R1）18,434件→（R5）18,420件
- ・基幹型支援センター相談件数（R1）1,434件→（R5）1,440件

### ○地域ケア会議の推進

- ・地域ケア会議開催回数（R1）個別会議73回、推進会議8回→（R5）個別会議80回、推進会議10回

### ○ほほえみセンター・ささえ愛サロンの支援

- ・ほほえみセンター利用人数（R1）利用者数2,223人→（R5）利用者数2,325人
- ・ささえ愛サロン事業費補助（R1）補助団体数16団体、利用実人数289人  
→（R5）補助団体数60団体、利用実人数700人

### ○在宅高齢者生活支援事業

- ・高齢者等外出支援事業（R1）登録者数494人、利用延回数12,448回  
→（R5）登録者数542人、利用延回数14,200回
- ・給食サービス事業 登録人数及び利用延回数（R1）179人、20,641回  
→（R5）178人、24,764回
- ・ねたきり高齢者等介護手当支給事業 支給者数（R1）490人→（R5）504人

### ○高齢者の住まいの安定的な確保

- ・高齢者に配慮した住宅の整備 後期高齢者に対する有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の割合（R1）1.8%→（R5）2.0%

## 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

実績評価

実施内容
<p>○介護予防・日常生活支援総合事業 総合事業の給付額は計画値を下回っており、新型コロナウイルスの影響による利用控えからの回復がみられるが、コロナ禍前までは戻っていない。</p> <p>○一般介護予防事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、フレイル状態に陥る高齢者が増加したことからフレイル予防に重きを置き事業を展開した。おたっしゅクラブや出前おたっしゅクラブ等の実施率は目標に届いていないが、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施や地域包括支援センターのフレイル予防講話等、地域への介護予防に資する普及啓発を様々な形で実施した。</p> <p>○生活支援体制整備事業・安心生活見守り事業 第1層・第2層ともに手法を工夫しながら協議・活動を実施した。第1層協議体においては、「通いの場ガイドブック」を作成し、地域の居場所づくりセミナーを開催した。第2層協議体においては、各地区の生活支援体制コーディネーターを中心に、地域課題の解決方法を協議した。 見守り事業については、死亡や入所による利用者の減少と、事業の広がりが高齢者自身が見守り隊員になったり、意識の高まりで利用者に限らず地域で見守りを行うようになっていたりしていることが活動報告件数の変化につながっている。地域の特色や関係性に合わせた方法で見守り活動を行っている。</p> <p>○地域包括支援センターの充実・強化 地域包括支援センターと基幹型支援センターの相談内容は多岐にわたり、複合化・複雑化しているが、関係機関と連携を図り課題解決に向け取り組んでいる。また、ランチである在宅介護支援センターとの連絡会を開催し、地域包括支援センターとの連携強化に努めた。</p> <p>○地域ケア会議の推進 困難ケースについては地域ケア個別会議を開催し、関係機関と情報を共有し、役割分担して地域全体で支える体制を作っている。 地域ケア推進会議では、担当地区の地域包括ケアの総合調整を図るため、相談協力員(民生委員)・警察署・在宅介護支援センター・社会福祉協議会等に出席を依頼し、地域の高齢者の情報を共有し、地区単位での支援体制を強化している。今年度は各地区において計8回実施し、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の活動、成年後見制度等の説明を実施している。 自立支援型事例検討会については自立支援、介護予防、重度化防止の取り組みの意識を共有し、地域課題を抽出している。</p>

#### ○ほほえみセンター・ささえ愛サロンの支援

「介護予防・生きがいづくり」のための拠点として、基本的な感染症対策に留意しながら活動を推進することとし、運営委託契約に基づき活動費を交付した。

ささえ愛サロン活動の支援として、新規1団体及び継続活動中の1団体に対して補助金を交付した。

#### ○在宅高齢者生活支援事業

各制度の要綱に基づき、高齢者生活支援事業の適正なサービス提供に努めた。インフォーマルサービスの紹介冊子を適宜配布し、公的サービスで対応できない部分について、民間事業者等の活用を紹介した。

#### ○高齢者の住まいの安定的な確保

サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの利用希望者への情報提供、県から入居者の状況の提供を受けたほか、庁内でも関係部署と情報共有を図り、高齢者が安心して住める住居の確保に努めた。

### 自己評価結果

【○】新型コロナウイルスの影響を勘案すれば、おおむね計画通りの進捗状況である。

#### ○介護予防・日常生活支援総合事業

・計画値に対する実施率 (R1) 97.9%→(R5) 75.5%

#### ○一般介護予防事業

・介護予防把握事業(介護予防実態調査) 回収率(R1)74.2%→(R5) 66.8%

・おたっしゅクラブ 回数及び参加者数 (R1) 112回 1,785人→(R5) 97回 1,269人

・出前おたっしゅクラブ等 回数及び参加者数 (R1) 11回 215人→(R5) 7回 432人

・介護予防リーダー活動支援 介護予防リーダー数 (R1) 242人→(R5) 184人

・介護支援ボランティアポイント制度

与一いきいきメイト登録者数 (R1) 102人→(R5) 102人

#### ○生活支援体制整備事業・安心生活見守り事業

・第1層・第2層協議体の設置 圏域への設置割合 (R1) 100%→(R5) 100%

・生活支援コーディネーターの配置 協議体への配置割合 (R1) 100%→(R5) 100%

・安心生活見守り事業 見守り活動件数 (R1) 96,524件→(R5) 77,468件

#### ○地域包括支援センターの充実・強化

・地域包括支援センター相談件数(総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント) (R1) 18,434件→(R5) 19,043件

・基幹型支援センター相談件数 (R1) 1,434件→(R5) 1,742件

#### ○地域ケア会議の推進

・地域ケア会議開催回数 (R1) 個別会議 73回、推進会議 8回→(R5) 個別会議 120回、推進会議 8回

#### ○ほほえみセンター・ささえ愛サロンの支援

・ほほえみセンター利用人数 (R1) 利用者数 2,223人→(R5) 利用者数 1,502人

・ささえ愛サロン事業費補助 (R1) 補助団体数 16団体、利用実人数 289人

→ (R5) 補助団体数 2 団体、利用実人数 人

#### ○在宅高齢者生活支援事業

- ・高齢者等外出支援事業 (R1) 登録者数 494 人、利用延回数 12,448 回  
→ (R5) 登録者数 568 人、利用延回数 12,998 回
- ・給食サービス事業 登録人数及び利用延回数 (R1) 179 人、20,641 回  
→ (R5) 157 人、19,105 回
- ・ねたきり高齢者等介護手当支給事業 支給者数 (R1) 490 人→ (R5) 497 人

#### ○高齢者の住まいの安定的な確保

- ・高齢者に配慮した住宅の整備 後期高齢者に対する有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の割合 (R1) 1.8%→ (R5) 1.7%

### 課題と対応策

#### ○介護予防・日常生活支援総合事業

新型コロナウイルスの影響による利用控えからの回復がみられる。また、要支援対象数が増えてきており給付費が増えていくことが想定される。

本市認定率の推移から、介護予防事業の効果も出てきていると思われることから、地域における通いの場の利用等のインフォーマルサービスに移行できるよう支援していく必要がある。

#### ○一般介護予防事業

フレイル有症率の推移からアフターコロナを見据えたフレイル予防の普及啓発を継続する必要がある。特に、おたっしやクラブ参加者以外への普及啓発の取組みが重要となる。今後は高齢者保健事業と介護予防の一体的実施や地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら、フレイル予防を中心とした事業を展開していく必要がある。また、地域リハビリテーション活動支援事業を積極的に活用したフレイル予防を推進する。

#### ○生活支援体制整備事業

第1層及び第2層において、協議体及び生活支援コーディネーターによる地域課題の洗い出し、住民主体の通いの場設置、生活支援サービスの構築等の議論進められているが、地域事情によって進捗にばらつきが見受けられる。今後ますます複雑化・多様化する地域課題に向けた協議を進めるため、事業委託先である社会福祉協議会を中心に事業の見直しや新たな展開を促す。地域住民の社会参加を推進するために、住民主体の通いの場やインフォーマルサービスの整備及び利用促進にも努める必要がある。

#### ○地域包括支援センターの充実・強化

相談対応件数は増加しており、複雑、困難な事例が多く、1件あたりの対応時間が長くなってきている。今後も高齢化率が増加していくため、地域包括支援センターだけでなく在宅介護支援センターのランチ機能を強化して複雑化、困難化する前に早期に介入していく必要がある。

#### ○地域ケア会議の推進

認知症や困難ケースについては地域での支え合いが必要不可欠であるため、地域ケア会議により関係機関と連携、情報交換を行い、地域の支え合い体制の構築を図る必要がある。

#### ○ほほえみセンター・ささえ愛サロンの支援

介護予防拠点としての高齢者ほほえみセンターにおいては、「利用者の固定化」「利用者の増加によるキャパシティの限界」「移動手段がなく参加できない」等の課題があり、ほほえみセンターの活動を今後も支援するとともに、新規利用者の獲得方法やセンターの事業継承等についても議論を進める必要がある。

また、ほほえみセンターの補完及び地域共生社会の確立に向けて、小規模で気軽な通いの場である「ささえ愛サロン」の拡充も引き続き実施する必要がある。

#### ○在宅高齢者生活支援事業

単身及び高齢者のみ世帯の増加により生活支援サービスの需要がますます高まっており、高齢者外出支援事業など人気のあるサービスでは提供体制に限界が近づいている。一方で、高齢者の生活様式が変化したことによって利用者が少ないサービスもあり、制度に対する定期的な見直しが不可欠である。

#### ○高齢者の住まいの安定的な確保

今後の単身及び高齢者のみ世帯の増加を考慮すると、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が求められる。また、低所得者向けの住宅の確保も課題として挙げられる。

## 【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル ビジョンⅡ「認知症になっても自分らしく暮らせる」

### 現状と課題

本市の平成 30 年度要介護認定申請者 746 人の認定情報を分析すると、介護が必要となった主な原因の 1 位が認知症で 21.8%を占めていた。今後、認知症高齢者の数は、高齢化の進展に伴い更に増加することが見込まれる中、第 7 期計画では認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症施策に取り組んできた。

第 8 期計画においては、令和元年度に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づき、認知症となっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けることができる社会の実現のために、医療と介護の連携や認知症の人及びその家族に対する支援の強化を図る必要がある。

### 第 8 期における具体的な取組

#### ①認知症の容態に応じた適切な医療と介護を受けられる体制づくり

認知症施策推進大綱における 5 つの柱のうち「認知症の予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」に係る取組を推進するため、市の役割を果たす。

- ・ 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- ・ 予防に関するエビデンスの収集の推進
- ・ 民間サービスの評価・認証の仕組みの検討
- ・ 早期発見・早期対応、医療体制の整備
- ・ 関係者の認知症対応力向上の促進
- ・ 介護サービス基盤整備・介護人材確保
- ・ 医療・介護の手法の普及・開発
- ・ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

#### ②認知症への理解が深く、認知症高齢者にやさしい地域づくり

認知症施策推進大綱における 5 つの柱のうち「普及啓発・本人発信支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」「研究開発・産業促進・国際展開」に係る以下の取組と推進するため、市の役割を果たす。

- ・ 認知症に対する理解促進
- ・ 相談先の周知
- ・ 認知症の本人からの発信支援
- ・ 認知症バリアフリーの推進
- ・ 若年性認知症の人への支援
- ・ 社会参加支援
- ・ 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究
- ・ 研究基盤の構築
- ・ 産業促進・国際展開

## 目標（事業内容、指標等）

### ○認知症初期集中支援推進事業

- ・認知症初期集中支援チームによる支援 年間支援件数（R1）1件→（R5）1件

### ○認知症地域支援・ケア向上推進事業

- ・もの忘れ相談の実施 相談件数（R2）15人→（R5）20人
- ・認知症カフェの開催 参加延人数（R1）90人→（R5）110人
- ・介護者研修会の開催 開催回数（R1）1回→（R5）1回
- ・認知症要配慮高齢者等事前登録制度 登録者数（R1）9人→（R5）10人

### ○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

- ・認知症サポーター養成講座 受講者数（累計）（R1）13,402人→（R5）16,400人
- ・キャラバン・メイトの育成 メイト数（累計）（R1）99人→（R5）108人
- ・認知症サポーターズステップアップ講座の実施  
受講者数（累計）（R1）24人→（R5）54人

## 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

後期（実績評価）

実施内容
------

- 認知症初期集中支援推進事業
  - ・令和5年度は、支援件数は0件であったが、支援体制は整っており、今後も市民へ周知していく。
- 認知症地域支援・ケア向上推進事業
  - ・認知症に関する相談が増える中で、認知症地域支援推進員を高齢者幸福課に2名、地域包括支援センターに各1名配置し、認知症ケア向上に取り組んでいる。
  - ・もの忘れ相談は、広報等で周知しており、本人や家族からの相談など件数が増加し、必要な支援につながっている。
  - ・認知症カフェについては「大学オレンジカフェ」として国際医療福祉大学の協力を得て実施している。また、令和4年6月から「まちなかオレンジカフェ」も開催し、令和5年4月からはチームオレンジの活動の場になっている。認知症地域支援推進員が連絡をしてご本人の様子を確認する他、介護者にも介護負担等の話を聞き丁寧な支援を行っており、参加者が増加している。
  - ・認知症要配慮高齢者等事前登録制度については、必要な方にはケアパスを利用して説明している他、ケアマネジャーからも登録を促している。
- 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
  - ・認知症サポーター養成講座については、希望する小中学校や一般団体に実施でき、認知症を理解する機会につながっている。

自己評価結果
--------

- 【○】新型コロナウイルスの影響を勘案すれば、おおむね計画通りの進捗状況である。
- 認知症初期集中支援推進事業
    - ・認知症初期集中支援チームによる支援 年間支援件数 (R1) 1件→(R5) 0件
  - 認知症地域支援・ケア向上推進事業
    - ・もの忘れ相談の実施 相談件数 (R2) 15人→(R5) 32人
    - ・認知症カフェの開催 参加延人数 (R1) 90人→(R5) 381人
    - ・介護者研修会の開催 開催回数 (R1) 1回→(R5) 1回
    - ・認知症要配慮高齢者等事前登録制度 登録者数 (R1) 9人→(R5) 24人
  - 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
    - ・認知症サポーター養成講座 受講者数(累計) (R1) 13,402人→(R5) 17,580人
    - ・キャラバン・メイトの育成 メイト数(累計) (R1) 99人→(R5) 107人
    - ・認知症サポーターステップアップ講座の実施 受講者数(累計) (R1) 24人→(R5) 48人

## 課題と対応策

- ・認知症に関する相談件数が増えており、認知症になっても自分らしく暮らせるよう認知症の人と家族を一体的に支援するため、認知症地域支援推進員と連携を密に図っていけるよう連絡会を開催していく必要がある。
- ・今後も、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用の促進を含めたネットワーク体制の構築を推進していく必要がある。

## 【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	ビジョンⅢ「望んだ方が在宅医療と介護を受けながら在宅で暮らせる」
<b>現状と課題</b>	
<p>住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりが重要である。</p> <p>在宅医療についてのニーズ調査の結果から住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けるためには、家族の負担を減らし、自宅で療養できる体制づくりを多種職協働で連携し事業体制を強化していくことが必要である。</p>	
<b>第8期における具体的な取組</b>	
<p>①在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の社会資源、利用者の情報や利用状況、住民の意向等の情報収集</li><li>・地域の医療・介護の資源の情報整理及び活用</li><li>・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</li><li>・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・地域住民への普及啓発</li><li>・医療・介護関係者の情報共有の支援 ・医療・介護関係者の研修</li></ul> <p>②市の具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大田原市地域包括ケアを考える会</li><li>・大田原市医療・介護顔の見える関係会議</li><li>・大田原市地域医療福祉連絡会</li><li>・大田原市地域医療福祉連絡会研修会</li><li>・那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会</li></ul>	
<b>目標（事業内容、指標等）</b>	
<p>在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するため、2016（平成28）年度からの2年間、那須郡市医師会主体による在宅医療連携拠点整備促進事業が実施されており、その成果を引き継いで2018（平成30）年度から地域支援事業における在宅医療・介護推進事業として取組んでいる。</p> <p>今後も那須郡市医師会などの医療関係者や介護サービス施設・事業所等と多職種協働で連携し、那須在宅医療圏で多職協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大田原市地域包括ケアを考える会の開催回数（R1）5回→（R5）5回</li><li>・医療・介護顔の見える関係会議の開催回数・参加延人数 （R1）3回・244人→（R5）3回・244人</li><li>・入退院時情報連携加算算定回数（人口10万人対）（R1）121.8回→（R5）145回</li><li>・退院退所加算算定回数（人口10万人対）（R1）468.9回→（R5）520回</li></ul>	

## 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
後期（実績評価）	
実施内容	
<p>○大田原市地域包括ケアを考える会          テーマを「人生会議」としてワーキンググループ活動を実施した。人生会議の普及啓発や医療・介護顔の見える関係会議の企画や実施内容の検討を行った。</p> <p>○大田原市医療・介護顔の見える関係会議          感染症の状況から「人生会議」をテーマに会議を開催し、事例検討やグループディスカッションを行った。</p> <p>○大田原市地域医療福祉連絡会・大田原市地域医療福祉連絡会研修会          介護保険施設の介護職、看護職を対象とした定期的な情報共有と地域課題についての話し合いの場である大田原市地域医療福祉連絡会を開催した。連絡会において抽出された地域課題を基に、次年度の大田原市地域医療福祉連絡会研修会の企画立案を行った。</p> <p>○那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会          那須町、那須塩原市と合同で地域資源の把握、ホームページによる情報発信、課題抽出をしている。多職種で一体的に提供できる体制作りを目指し薬剤師とケアマネジャーの懇談会「ざっくばらんな懇談会」を実施した。          また、認知症の理解だけではなく、高齢者を含む当事者自身の意思決定の大切さを住民等へ知ってもらうことを目的とした講演会を開催した。講演会会場ロビーにおいて認知症カフェのパネル展示を実施した。</p>	
自己評価結果	
<p>【○】新型コロナウイルスの影響を勘案すれば、おおむね計画通りの進捗状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田原市地域包括ケアを考える会の開催回数（R1）5回→（R5）3回</li> <li>・医療・介護顔の見える関係会議の開催回数・参加延人数              （R1）3回・244人→（R5）3回・240人</li> <li>・入退院時情報連携加算算定回数（人口10万人対）（R1）121.8回→（R3）166.7回</li> <li>・退院退所加算算定回数（人口10万人対）（R1）468.9回→（R3）567回</li> </ul>	
課題と対応策	
<p>○在宅医療・介護連携推進事業          各種感染症流行状況を鑑みつつ、市内の多職種が一同に介し連携を図るための研修会や会議等を再開した。医療・介護顔の見える関係会議は人数制限を設けての実施としたが、目標値に近い回数及び参加人数であり、多職種間の相互理解を図る場として活発な検討がなされている。          今後も望んだ方が在宅医療と介護を受けながら在宅で暮らせるようケアを一体的に提供していくために、多職種連携を推進していく必要がある。</p>	

【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	ビジョンⅣ「介護保険制度の円滑な運営」
現状と課題	
<p>本市では、高齢化の進展に加え、積極的な介護基盤整備と制度周知によって、介護サービスに係る給付費が、2000年度には約13億円だったものが、2019年度には約59億円、2025年度には約70億円となり、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年度には約87億円まで増加する推計となっている。</p> <p>制度維持のためにも、必要なサービスは提供しながら、できるだけ給付費を抑制する必要がある。そのためには、自立支援・重度化防止の取組を強化するとともに、介護保険サービスの公正かつ適正な提供ができるよう制度周知、情報提供に努め、関係機関との連携や事業所に対する指導等について積極的に取り組む必要がある。</p>	
第8期における具体的な取組	
<p>①介護サービスの量と質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な介護サービス量の見込みと給付事業</li> <li>・介護サービス基盤整備</li> <li>・介護人材確保と業務効率化の取組</li> </ul> <p>②介護サービスを安心して利用できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所指定及び指導・監督</li> <li>・介護サービス利用時における災害や感染症対策に係る体制整備</li> </ul> <p>③介護給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付適正化事業</li> </ul>	
目標（事業内容、指標等）	
<p>○介護サービス給付の見込と実績管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準的給付費の見込額に対する実績額の割合（R1）91.1%→（R5）100%</li> </ul> <p>○介護サービス基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画床数整備率（R2）→（R5）100%</li> </ul> <p>○介護人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等処遇改善加算算定率（R2）93.4%→（R5）100%</li> <li>・介護職員等特定処遇改善加算算定率（R2）66.7%→（R5）75%</li> <li>・栃木県と連携して実施した介護人材確保対策事業数（R2）0事業→（R5）1事業</li> </ul> <p>○介護サービス事業所の適正な指定・指導等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が示す様式例の活用率（R2）100%→（R5）100%</li> <li>・実地指導実施率（R1）30.1%→（R5）33.3%以上</li> <li>・集団指導実施回数（R1）1回→（R5）1回</li> <li>・業務管理体制届出割合（R2）100%→（R5）100%</li> <li>・介護サービス相談員派遣事業年間延べ回数（R1）168回→（R5）168回</li> </ul>	

- ・未報告事故件数 (R1) 0 件→ (R5) 0 件
- ・指定事業所における避難訓練の実施率 (施設・居住・通所系のみ) (R2) 100%→ (R5) 100%

- ・指定事業所における感染症対策に係る指針整備率 (R2) 10.3%→ (R5) 100%

#### ○介護給付適正化事業の実施

- ・認定調査員の e-ラーニングの受講率 (R2) 48.3%→ (R5) 55.0%
- ・認定審査会委員合同研修会の参加率 (R2) 83.3%→ (R5) 93.3%
- ・ケアプラン点検率 (R1) 1.63%→ (R5) 2.03%
- ・住宅改修の効果に関するアンケート実施率 (R2) 0%→ (R5) 7%
- ・福祉用具購入 (貸与) に関するアンケート実施率 (R2) 0%→ (R5) 7%
- ・突合点検実施率 (R1) 24.4%→ (R5) 25%
- ・広報誌掲載回数 (R1) 0 回→ (R5) 1 回

#### 目標の評価方法

- 時点
  - 中間見直しあり
  - 実績評価のみ
- 評価の方法

## 【大田原市】取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和5年度
----	-------

### 後期（実績評価）

実施内容
<p>○介護サービス給付の見込と実績管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全体的に計画を下回る結果となっている。 新型コロナウイルス感染症の影響か令和4年度実績に続き、令和5年度においても計画を下回る達成率となっている。ただし、給付費の傾向としてはコロナ禍以前のように増加傾向にある。</li><li>・居宅（予防）サービス等のうち、居宅療養管理指導のように計画値を上回る給付状況にあるものもあるが、全体としては計画値を下回る給付状況となっている。</li><li>・施設系サービスについては、医療法人が運営することの多い介護老人保健施設において給付が伸びず、計画値を下回る給付状況となっている。</li><li>・居住系サービスについては、計画をわずかに上回る達成率となっている。</li></ul> <p>○介護サービス基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・8期計画で予定していた基盤整備は令和5年度に実施し、計画通りグループホーム1施設（18床）を整備した。</li></ul> <p>○介護人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所における処遇改善のための加算（介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算）の取得勧奨を行い、取得率の向上に努めた。</li><li>・また、地域における介護に関する一定の知識を持った人材を確保するとともに、介護職への登用を推進することで介護事業所における人材不足の解消を図ることを目的として「介護に関する入門的研修」を開催した。（栃木県との連携事業（介護人材確保対策事業））</li></ul> <p>○介護サービス事業所の適正な指定・指導等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所の指定については、地域密着型サービスについては地域密着型通所介護を除きすべて公募による事業者選定を実施しており、制度理解、適正な事業運営等について事前に指導・助言の上開設できる体制ができている。</li><li>・運営指導については、指定期間中に最低1回は実施できるよう計画を作成しているが、事業所における更なる制度理解、適切なサービス提供、適正な報酬請求を確保するため、担当者のスキルアップを図りつつ、おおむね3年に1回の頻度での実施を行っている。</li><li>・集団指導においては、他事業所における事例を共有することで、全事業所のサービス提供レベルを底上げし、どの事業所でも質の高いサービス提供ができるよう指導・助言を行っている。また、国通知、制度改正等についてはその都度、郵送、メール等により情報提供し、必要に応じて説明会等を実施する。</li><li>・介護サービス相談員派遣事業については、年度途中から派遣を再開するとともに、研修の受講により相談員の質の向上に努めた。</li></ul>

## ○介護給付適正化事業の実施

・国の指針に掲げられている主要5項目について、下記のとおり取り組んだ。

### ① 介護認定の適正化

認定調査における点検を実施。認定調査員のeラーニング受講等による介護認定調査の平準化を図る。

### ② ケアプラン点検

給付適正化システム（トリトンモニター）により抽出データの点検・事業所への通知、運営指導における個々のケアプランの点検を実施。

### ③ 住宅改修等の点検

住宅改修、福祉用具購入について、申請手続きにおいて給付の必要性を調査、判断。事業実施後に、適宜現地確認を行い、年度末には、効果に関するアンケート調査等によって、効果検証を行った。

### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会に委託し、介護報酬請求状況に疑義がある点について事業所に通知するとともに、その理由を聞き取り。

### ⑤ 介護給付費通知

利用者あてに個人の介護給付費に関する通知を年4回送付し、自身のサービス利用状況について周知した。

## 自己評価結果

【○】おおむね目標どおりの実施となっている。

### ○介護サービス給付の見込みと実績管理

・標準的給付費の見込額に対する実績額の割合 (R1) 91.1%→(R5) 94.6%

### ○介護サービス基盤整備

・計画床数整備率 (R2) 0%→(R5) 100%

### ○介護人材確保

・介護職員等処遇改善加算算定率 (R2) 93.4%→(R5) 94.6%

・介護職員等特定処遇改善加算算定率 (R2) 66.7%→(R5) 77.0%

・栃木県と連携して実施した介護人材確保対策事業数 (R2) 0 事業→(R5) 1 事業

### ○介護サービス事業所の適正な指定・指導等の実施

・国が示す様式例の活用率 (R2) 100%→(R5) 100%

・運営指導実施率 (R1) 30.1%→(R5) 23.0%

・集団指導実施回数 (R1) 1 回→(R5) 1 回

・業務管理体制届出割合 (R2) 100%→(R5) 100%

・介護サービス相談員派遣事業年間延べ回数 (R1) 168 回→(R5) 90 回

・未報告事故件数 (R1) 0 件→(R5) 0 件

・指定事業所における避難訓練の実施率（施設・居住・通所系のみ）(R2) 100%→(R5) 100%

・指定事業所における感染症対策に係る指針整備率 (R2) 10.3%→(R5) 100%

### ○介護給付適正化事業の実施

- ・認定調査員の e-ラーニングの受講率 (R2) 48.3%→ (R5) 68.2 %
- ・認定審査会委員合同研修会の参加率 (R2) 83.3%→ (R5) 73.3%
- ・ケアプラン点検率 (R1) 1.63%→ (R5) 2.52%
- ・住宅改修の効果に関するアンケート実施率 (R2) 0%→ (R5) 14.8%
- ・福祉用具購入 (貸与) に関するアンケート実施率 (R2) 0%→ (R5) 13.4%
- ・突合点検実施率 (R1) 24.4%→ (R5) 39.0%
- ・広報誌掲載回数 (R1) 0 回→ (R5) 4 回

### 課題と対応策

#### ○介護サービス給付の見込と実績管理

- ・居宅 (予防) サービス等については、コロナ禍におけるサービスの利用状況を考慮した給付を見込みます。施設系については、介護医療院への転換や介護老人保健施設の利用の変化を考慮します。
- ・令和5年度までのサービス利用については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていたと思われるため、コロナ禍によるサービス利用の変化を把握し、コロナ禍以前の給付実績に反映させていきます。介護保険財政調整基金の取り崩しによる対応が可能な範囲を見極め、次期計画に影響が出ないよう現状把握に努めます。

#### ○介護サービス基盤整備

- ・令和5年度内に整備が完了し、令和6年度から利用開始となった。必要な方が利用できるよう周知を図っていく。

#### ○介護人材確保

- ・処遇改善については、既存の処遇改善加算等の積極的な活用を引き続き勧奨するとともに、令和6年6月から始まる「介護職員等処遇改善加算」についても取得勧奨を行う。また、令和4年度新規事業として、一般市民を対象とした「介護に関する入門的研修」を令和6年度も継続実施し、地域における多様な人材の介護職への参入を促進する。

#### ○介護サービス事業所の適正な指定・指導等の実施

- ・運営指導件数について、年間実施計画どおりに実施できているが、よりきめ細かな指導のため、更なる実施回数の増加、指導担当職員のスキルアップ等を図る必要がある。
- ・介護サービス相談員派遣が中止となって以来、事業所における虐待疑い、苦情等が増加している。相談員の高齢化も進んでおり、令和6年度は新たな人員を確保しつつ遅くとも5月からの派遣実施を計画している。

#### ○介護給付適正化事業の実施

- ・要介護認定については、認定調査員の e-ラーニング受講率も上昇しておりこれまで同様適正な運営が確保できている。
- ・医療情報との突合・縦覧点検については国保連に委託することで点検結果を確認しているが、十分に活用が図られているとは言えない状況であるため、国保連による情報活用支援事務の委託も行い、提供情報の積極的な活用の実施を検討する。
- ・ケアプラン点検については、トリトンモニターを活用した事業所への通知、確認依頼を

行っているが、介護支援専門員との面談については、実地指導時のみの実施となっているため機会を増やす検討が必要である。

- ・住宅改修、福祉用具の購入については、書類による確認の全件実施を行っており、今年度から開始した現地確認も随時実施する。
- ・介護給付費通知の発送については、年4回実施しており、制度理解を深めるための趣旨説明について広報掲載回数を増やしたが、国の方針で任意事業となったため、実施も含めて検討する。9期計画については、国の方針に倣い、実施内容の見直しを行う。